

災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社城山（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無線機等の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が応急対策業務を実施するに当たり、乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が無線機等の供給を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、供給予定期間、場所等を明示した協力要請書（様式第1号）により協力の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

（1）無線機等の優先的な供給

（2）その他甲乙が協議し、協議が整った事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、特別な理由がない限り、協力をするものとする。

（協力内容の報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力をしたときは、終了後速やかに協力内容報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙と協議の上、協力に要する費用を負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、甲の確認を受けた後、前条による経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速や

かに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うことができるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年(2017年)7月12日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 石 見 利 勝

乙 姫路市飾東町豊国289番地の1
株式会社 城山
代表取締役 寺 尾 正

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

株式会社 城山
代表取締役 様

姫路市長

協 力 要 請 書

災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定第 2 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

記

1 無線機等の供給

輸送場所（避難所等）	無線機等必要数	供給予定期間	備考

2 その他（特記事項）

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）姫路市長

株式会社 城山
代表取締役

協 力 内 容 報 告 書

災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定第 5 条の規定により、次のとおり協力内容を報告します。

記

1 無線機等の供給

輸送場所（避難所等）	無線機等必要数	供給期間	備考

2 その他（特記事項）